

日医発第 1223 号(健Ⅲ)  
令和 5 年 10 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 松本吉郎

(公印省略)

「医師働き方改革と地域医療への影響に関する  
日本医師会調査」について（協力方依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会会務にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2024 年 4 月より医師の時間外労働時間の上限規制により夜間・休日の時間外労働時間が年 960 時間までとなります。しかしながら地域医療提供として年 960 時間を超えて働くために都道府県から特例水準の指定を受ける場合、医療機関勤務環境評価センターの評価を受ける必要があります。

こうしたなか、医療機関勤務環境評価センターの運営を担っている日本医師会として、現在、医療機関が進めておられる働き方改革に関し、その準備状況と地域医療へどのような影響をもたらすと考えているかを把握し、医師の働き方の新たなルールの施行後も医師の健康確保と地域医療提供の両立させていくことを引き続き検討するため、別紙のとおりアンケート調査を実施することといたしました。

本調査で得られる結果は今後の医療提供体制、医師の働き方を検討していくためのエビデンスとなる大変重要な内容であります。

調査依頼状は日本医師会から、直接、各病院・有床診療所に郵送いたします。今回、調査客体に到着する前に本件について貴会にご案内しますので、内容をご了知のうえ、貴会管下の病院・有床診療所へ事前の情報提供をお願いするとともに、お問い合わせのありました際は、本調査にご協力いただくよう、ご案内の程、お願い申し上げます。

以上

本件担当：日本医師会 健康医療第三課  
TEL ; 03-3942-2121(代)  
e-mail ; k3chousa@po.med.or.jp

# 【別紙】調査客体宛

日医発第 1222 号(健Ⅲ)

令和 5 年 10 月

病院長・施設長 殿

日本医師会

会長 松本吉郎

(公印省略)

## 医師の働き方改革と地域医療への影響に関する 日本医師会調査について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。貴院におかれましては、平素より本会会務にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024 年 4 月より医師の時間外労働時間の上限規制により夜間・休日の時間外労働時間が年 960 時間までとなります。しかしながら地域医療提供として年 960 時間を超えて働くために都道府県から特例水準の指定を受ける場合、医療機関勤務環境評価センターの評価を受ける必要があります。

こうしたなか、医療機関勤務環境評価センターの運営を担っている日本医師会として、現在、医療機関が進めておられる働き方改革に関し、その準備状況と地域医療へどのような影響をもたらすと考えているかを把握し、医師の働き方の新たなルールの施行後も医師の健康確保と地域医療提供を両立させていくことを検討するため、別紙のとおりアンケート調査を実施することといたしました。

いただいた情報は統計的に処理し、個々の医療機関名を公表することは一切ございません。

なお、タイトなスケジュールで誠に恐縮ではございますが、回答期限は令和 5 年 10 月 31 日(火)とさせていただきます。

業務ご多端の中、誠に恐れ入りますが、本調査で得られる結果は今後の医療提供体制、医師の働き方を検討していくためのエビデンスとなる大変重要な内容であります。調査へのご参加につき、ご理解、ご協力賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上

《本件のお問い合わせ先》

「医師の働き方改革と地域医療への影響に関する日本医師会調査」専用窓口

電話：03-3576-0112(直通)【受付：平日 10 時～16 時】

e-mail：k3chousa@po.med.or.jp

# 医師の働き方改革と地域医療への影響に関する日本医師会調査 《実施要領》

## 1. 調査の目的

2024年4月から医師の時間外労働時間上限規制がスタートするにあたって、医療機関の準備状況と地域医療への影響を検証するためです。  
個々の医療機関名を公表することは一切ございません。

## 2. 調査対象

全国の病院・有床診療所（2022年11月の住所データに基づく）

## 3. 回答者

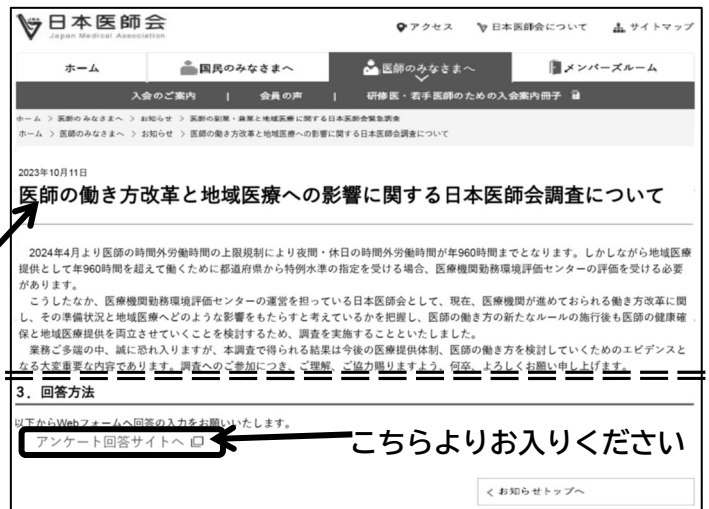
病院長・事務長に回答いただきますよう、お願いいたします。

## 4. 回答要領【すべてWeb回答です(紙回答なし)】

日本医師会HPの「医師のみなさまへ>お知らせ」からアンケート画面に入ってください。入力のうえ送信をお願いいたします。

《アンケート画面への入口

[https://www.med.or.jp/doctor/oshirase/o\\_oshirase/005445.html](https://www.med.or.jp/doctor/oshirase/o_oshirase/005445.html)》



※サイト内に入りますと、パスワードの入力を求められます。

【パスワード：6150】

## 5. 回答期限

本票到着後、令和5年10月31日(火) 23:59まで

# 医師の働き方改革と地域医療への影響に関する日本医師会調査

## 《質問項目》

- 本調査については、病院長・事務長がご回答ください。また、回答は直近の状況でお願いします。
- 本調査で言う「派遣医師」とは、本籍が大学や基幹病院にあり、診療支援※①や当直等の短時間パート勤務、地域の医療機関に派遣され常勤で雇用されている医師です※②。  
※①：診療支援のイメージ例としては、「週1回程度外来を担当」「深夜勤務に携わる」などです。  
※②：派遣会社から紹介を受けて雇用している医師、産休や地域医療対策協議会の協議に基づき派遣された医師は除きます。

【お手数をおかけしますが、すべての項目に必ずお答えください。回答はWebにてお願いします。締め切りは10月31日(火)です。】

### 1. 貴院名をご記入ください(無記名でも可)。

【名称： \_\_\_\_\_】

### 2. 貴院の立地する都道府県名、二次医療圏名および病床規模をお選びください。

【都道府県：  / 二次医療圏：  / 病床規模： 】  
許可病床(全部)

### 3. 貴院の設置主体を以下の中から1つお選びください。

【回答： 】

- ①国(厚生労働省・独立行政法人国立病院機構・国立大学法人・独立行政法人労働者健康安全機構・国立高度専門医療研究センター・独立行政法人地域医療機能推進機構・その他)
- ②都道府県 ③市町村 ④地方独立行政法人 ⑤日赤 ⑥済生会
- ⑦北海道社会事業協会 ⑧厚生連 ⑨国民健康保険団体連合会
- ⑩健康保険組合及びその連合会 ⑪共済組合及びその連合会
- ⑫国民健康保険組合 ⑬公益法人 ⑭社会医療法人 ⑮その他の医療法人
- ⑯私立学校法人 ⑰社会福祉法人 ⑱医療生協 ⑲会社 ⑳その他の法人
- ㉑個人

### 4. 貴院の研修施設等の指定状況として当てはまるものをお選びください

(複数回答可)。【回答： 】

- ①臨床研修病院(基幹型) ②臨床研修病院(協力型) ③臨床研修病院(基幹型兼協力型)
- ④専門研修施設(基幹施設) ⑤専門研修施設(連携施設)
- ⑥医育機関(大学附属病院)
- ⑦いずれでもない

### 5. 貴院の機能をお選びください(複数回答可)。

【回答： 】

- ①高度救命救急センター ②救命救急センター ③災害拠点病院
- ④へき地医療拠点病院 ⑤総合周産期母子医療センター
- ⑥地域周産期母子医療センター ⑦小児救急医療拠点病院 ⑧特定機能病院
- ⑨地域医療支援病院 ⑩二次救急医療病院(輪番制) ⑪二次救急医療病院(その他)
- ⑫救急告示病院 ⑬がん診療連携拠点病院等の専門病院
- ⑭いずれでもない

6. 貴院の特例水準の指定 (B・連携B・C-1・C-2水準) の意向の有無を教えてください。

【回答： 】

- ①特例水準の指定に向け対応(予定)している → 指定を受ける水準は？(  水準)  
②特例水準の指定を受ける予定はない (いわゆるA水準)

7. 貴院の医師派遣、受け入れの状況について最もあてはまるものを1つお選びください。【回答： 】

- ①専ら医師派遣する病院である。  
②専ら医師を受け入れている病院である。  
③いずれにも該当しない

8. 貴院に関わる今後の医師派遣状況について、見通しを教えてください。

【回答： 】

- 設問7で[①] 医師派遣する を選択した場合→派遣(先)医療機関へ伝えた内容
  - 設問7で[②] 医師を受け入れている を選択した場合→派遣(元)医療機関から伝えられた内容
- ①継続する      ②一部縮小する      ③中止する      ④伝えていない or 連絡なし

9. 貴院の宿日直許可の取得の有無を教えてください。【回答： 】

- ①宿日直許可の取得あり(部分的な宿日直許可も含む)  
②宿日直許可の取得に向け対応中  
③宿日直許可の取得が困難  
④宿日直許可の取得は検討していない

10. 2024年4月の医師の働き方改革の制度開始以降、貴院の医療提供および地域の医療提供体制に影響を及ぼすと考えられる項目について、以下の中からお選びください(複数回答可)。【回答： 】

10-1. 貴院の医療提供に関して

- ①派遣医師の引き上げ    ②宿日直体制の維持が困難    ③救急医療の縮小・撤退  
④周産期医療の縮小・撤退    ⑤小児医療の縮小・撤退  
⑥その他【  】    ⑦特に変化なし

10-2. 地域の医療提供体制に関して

- ①研修体制(初期、後期、その他の研修)の弱体化    ②専門的な医療提供体制の縮小・撤退  
③救急医療体制の縮小・撤退    ④周産期医療体制の縮小・撤退    ⑤小児医療体制の縮小・撤退  
⑥へき地医療の縮小・撤退    ⑦新興感染症医療提供体制(協定締結)に支障  
⑧その他の地域医療連携体制の縮小・不備    ⑨その他【  】  
⑩特に変化なし    ⑪把握できていない

11. 最後に、医師の働き方改革と地域医療への影響についてご意見がございましたら、以下にご記入ください。

ご回答、誠にありがとうございました。質問は以上です。